

相模原市監査委員公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき教育局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年3月1日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 久保田 浩 孝

同 大 槻 和 弘

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

### 2 監査の実施日程

令和2年10月7日から令和3年2月26日まで

### 3 監査の対象

#### (1) 対象部局

教育局

#### (2) 対象年度

令和2年度。ただし、必要に応じて令和元年度以前分を対象とした。

## 第2 財務監査

### 1 監査対象事務及び監査実施課

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し、執行済額が高額な事務事業及び科目等から選定した。

監査対象事務	監査実施課
(1) 公民館使用料の収入に関する事務	生涯学習部 生涯学習課、大野南公民館、田名公民館、光が丘公民館
(2) 報酬の支出に関する事務	学校教育部 教職員人事課
(3) 委託料の支出に関する事務	教育環境部 学務課(ただし学校保健課関連事務に限る。)、学校保健課 学校教育部 学校教育課、教職員給与厚生課 生涯学習部 文化財保護課
(4) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	生涯学習部 生涯学習課
(5) 扶助費の支出に関する事務	教育環境部 学務課

## 2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 公民館使用料の収入に関する事務	徴収が適正に行われないリスク 現金の保管及び納付が適正に行われないリスク	ア 使用料の算定、減免等は適正か。 イ 現金は適正に保管及び納付されているか。
(2) 報酬の支出に関する事務	算定及び支出が適正に行われないリスク	ア 支給金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。 イ 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。 ウ 支給額から源泉徴収すべき税金等の控除及び納付は適正に行われているか。
(3) 委託料の支出に関する事務	契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。
(4) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 支出は適正な時期に行われているか。

(5) 扶助費の支出に関する事務	支出が適正に行われないリスク	ア 受給要件の確認は適切に行われているか。 イ 支給金額は法令等に定められたものであるか。
------------------	----------------	--

### 3 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

#### (1) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

##### ア 公民館使用料の収入に関する事務

使用料日計表、現金受払簿、納付書兼領収書、公民館使用料免除申請書、公民館使用料免除決定通知書 等

##### イ 報酬の支出に関する事務

勤務状況報告書、通勤届、源泉徴収税額表、健康保険・厚生年金保険料額表、支出負担行為兼支出命令書 等

##### ウ 委託料の支出に関する事務

仕様書、見積書、入札結果報告書、随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書、支出負担行為書、契約書、業務委託報告書、請求書、支出命令書 等

##### エ 使用料及び賃借料の支出に関する事務

仕様書、見積書、入札結果報告書、随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書、支出負担行為書、契約書、請求書、支出命令書 等

##### オ 扶助費の支出に関する事務

申請書、給付台帳、決定書、請求書、支出負担行為兼支出命令書 等

#### (2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

#### (3) ヒアリング

学務課及び学校保健課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

## 4 監査の結果

監査基準及び令和2年度財務監査及び行政監査(第3期:教育局)実施計画に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

### (1) 指摘事項

ア 学校保健課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市立中学校給食調理業務委託(Aブロック)において、次のような事例が見られた。なお、本契約は、平成28年度に実施した公募型プロポーザル方式による企画競争によって選定された事業者と締結した、5年間の調理業務に対する総価単価方式による委託契約であり、平成22年度から同一の事業者が受託事業者となっている。

#### (ア) 契約事務について

中学校給食調理業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)において、「委託食数は、発注者が給食実施日の3日前までに受注者に指示するものとし、予備食の数を含まない」旨を規定しているが、受託事業者から提出された業務完了届には予備食の数を含む件数が報告され、当該件数を委託食数として支出していた。

このことについて、「前回契約時に受託事業者と協議の上、実際に喫食した場合については予備食から充当し、委託食数として取り扱っている」とのことであったが、当該協議は当時の契約内容に対して行われたものであるから、本契約に適用されるものではない。

委託食数は支払いの根拠であるにもかかわらず、予備食の取扱いについて仕様書の規定を見直すことなく企画競争を実施し、本契約において従前の契約と同様の取扱いをしたことは、不適正な事務処理である。

また、「受託事業者からは、喫食した一定数の予備食は委託食数となることを想定し、見積額は喫食を想定した予備食経費を含めずに積算した旨を確認したことから、喫食した予備食数に対する支払いは適正である」としているが、確認した事実は書面に残されていなかった。

契約書や仕様書に記載のない事項が支払いの根拠となるのであれば、当該事項については、契約書類の一部として書面を取り交わすなど、適切な手続きが必要である。

今後、契約事務の執行に当たっては、契約関係書類等の証憑書類を再

確認した上で、契約の目的に照らし予備食の考え方を整理し、適正に事務を執行されたい。

(イ) 支出事務について

- a 令和2年5月分の支出については、新型コロナウイルス感染防止に係る学校の臨時休校に伴い、デリバリー給食の提供中止期間における人件費や車両リース料等に係る必要経費を対象とするものである。

請求書を確認したところ、内訳には消費税の課税対象外である人件費が含まれていたが、請求金額は、内訳合計額に消費税相当額(地方消費税相当額を含む。)を加えた額となっていた。

その後の調査において、正しい請求金額は、内訳合計額であることが確認されたため、消費税相当額として支払った241,608円は過払いであることが判明した。

- b 令和2年10月分の業務完了届において、前月分の追加給食の件数が二重計上され、1食分が過払いとなっていた。

今後、支出事務の執行に当たっては、履行確認の重要性を再認識し、検収方法を見直すなど、適正に事務を執行されたい。

イ 学務課の扶助費の支出に関する事務について調査したところ、岩本育英奨学金の給付事務において、次のような事例が見られた。

当該奨学金は、通常は各学期の終了後にその学期分を給付するところ、「相模原市岩本育英奨学金 奨学生の手引き」(令和2年度版)において、新1年生については希望に応じて4月及び5月分を5月末までに給付することができるものとされており、3名の希望者に対し5月29日付けで給付が行われていたが、給付台帳に実績を記載する際に1名について誤って別の奨学生の欄に記載していた。そのため、1学期分の給付において、4月及び5月分の給付実績の記載が漏れていた奨学生については、当該月分が重複し過払いとなっており、4月及び5月分の給付実績がないにもかかわらず給付済みであると記載されていた奨学生については、当該月分が給付漏れとなっていた。

今後、扶助費等の支出に関する事務の執行に当たっては、改めてその重要性を認識し、事務処理方法や確認体制の見直しを図るなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

## (2) 注意事項

学務課及び学校保健課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、学務課の相模原市立小・中学校一般廃棄物収集運搬処分業務委託(A地区)他(以下「学校ごみ委託」という。)及び学校保健課の相模原市立小学校給食室及び中学校一般廃棄物収集運搬処分業務委託(A地区)他(以下「学校給食ごみ委託」という。)において、次のような事例が見られた。なお、学校ごみ委託及び学校給食ごみ委託における一般廃棄物の収集頻度、収集場所及び搬入先となる市内の清掃工場は、同じである。

ア 学校ごみ委託の入札資料を確認したところ、業務委託概要において、落札者は他2件の一般廃棄物(所管課は学校保健課及び子ども・若者支援課)について契約する予定である旨が記載されていた。また、入札資料に併せて当該2件の業務委託概要の写しを参考配布していた。

イ 学校給食ごみ委託の契約を確認したところ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)を適用し、学校ごみ委託の契約業者を相手方に、同委託の契約単価を採用した一者随意契約を締結していた。

このことについて、学校ごみ委託の入札は、「今後予定する他2件の契約資料の提示によって、他2件の総量を考慮した入札価格を期待するとともに、他2件を含めた業務執行が可能か確認したもの」とし、学校給食ごみ委託の一者随意契約は、「学校ごみ委託と業務内容が同じで、総量を考慮された入札が実施されていることから、妥当性があるもの」とのことであったが、そのような契約関係であるならば、入札において、あらかじめ対象とする全ての契約に関する業務内容や予定数量等の見積条件を明確に提示する必要がある。

今後は、関係課において契約内容を精査し、見積条件を統合した入札を実施するなど、適切に事務を執行するよう注意する。

(3) 教育局におけるその他の財務に関する事務の執行については、おおむね良好と認められた。

## 第3 行政監査(重点調査項目)

### 1 監査の調査項目

重点調査項目として「監査の結果に基づき措置が講じられた事項等について」

をテーマに定め、監査を行った。

## 2 監査の目的

地方自治法第199条第14項の規定により、監査委員から監査の結果に関する報告を受けた市長等が当該監査の結果に基づき措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならないとされている。

しかしながら、過去に指摘された事項については是正又は改善の措置を講じたとして通知があったにもかかわらず、後年度の監査において依然として同様の不適正な事務処理が判明するといった事態が生じている状況にある。監査の指摘事項等については全庁周知を行うとともに、指摘が多い事項について研修、事務点検等により対応が図られているところではあるが、過去の監査結果が教訓として生かされていないと言わざるを得ず、是正又は改善のための取組等が継続して実施されていないことは更に重大な事務処理誤りにつながり、市政に対する市民の信頼を著しく損なうことになりかねない。

こうしたことから、指摘事項等に対して講じられた措置が継続的に実施されているかを主眼に調査検証を行うことにより、適正な事務の執行を確保し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として行政監査を実施した。

## 3 監査対象事務及び監査実施課

監査対象部局に対して平成29年度に実施した財務監査及び行政監査の結果を考慮し、選定した。

### (1) 利用承認に関する事務

監査実施課	指摘事項等の概要	措置等の概要
学校教育部 相模川自然の村野外体験教室(ふるさと自然体験教室)	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用申請書の提出遅延</li><li>・各種申請書の提出漏れ</li><li>・前納することが必要な使用料の納付漏れ</li><li>・利用承認に係る決裁処理漏れ</li></ul>	所属長から全所属職員に対し、関係諸規定の遵守や事務処理方法・確認体制の見直しについて訓示 利用承認、変更及び取消し等の決定時における申請期間、申請者、利用日、利用室数、利用人数、使用料、減免の有無について、担当者、承認者及び決裁者が確認

	○利用前日までに上記の項目と使用料の納付状況を複数で確認
--	------------------------------

( 2 ) 社会教育費雑入の収入に関する事務

監査実施課	指摘事項等の概要	措置等の概要
生涯学習部 中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定誤りによる誤徴収</li> <li>・現金受払簿における現金取扱員の押印漏れ</li> </ul>	<p>職員会議を開催し、マニュアル等を全所属職員で再確認</p> <p>窓口対応職員以外の職員による利用申請書と領収書発行の際の二重チェックを実施</p> <p>現金取扱員の確認後、現金出納員である館長代理が再確認を行うよう改善</p>
生涯学習部 陽光台公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定誤りによる誤徴収</li> </ul>	<p>職員会議を開催し、公民館長代理から管理等の重要性を説明するとともに、マニュアル等を全所属職員で再確認</p> <p>窓口対応職員以外の職員による利用申請書と領収書発行の際の二重チェックを実施</p>

( 3 ) 委託料の支出に関する事務

監査実施課	指摘事項等の概要	措置等の概要
教育環境部 学校保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務従事者に関する報告書と健康診断や腸内細菌検査結果報告に不整合</li> </ul>	<p>年間を通して毎月の業務従事者の異動を把握できるよう台帳を整備</p> <p>業務従事者全員が健康診断を年1回実施するよう受託事業者を指導</p> <p>健康診断及び腸内細菌検査の実施状況を年度ごとに把握するため、結果報告書の提出を受けた都度、台帳入力を徹底</p> <p>所属長から所属職員に対し、指摘事項の内容について周知徹底</p>
学校教育部 相模川自然の村野外体験教室(ふる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約相手方から提出された各種業務報告書類の不備、提出遅延、提出漏れ</li> <li>・契約書への監督及び</li> </ul>	<p>契約相手方に対し、仕様書等に基づき、正確な内容の報告書を提出するよう指示</p> <p>所属長から全所属職員に対し、検討すべき事項の内容について周知徹底</p>

さと自然 体験教 室)	検査の記載漏れ	するとともに、今後の契約締結に向けた契約条項の再点検等について訓示
-------------------	---------	-----------------------------------

(4) 使用料及び賃借料の支出に関する事務

監査実施課	指摘事項等の概要	措置等の概要
教育環境部 学校施設 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書への監督及び検査の記載漏れ</li> <li>・ 契約相手方から提出された報告書の決裁処理漏れ</li> </ul>	契約規則に基づき必要な事項は必ず契約書に明記するとともに、提出された結果報告書の決裁処理の徹底適正に契約事務を執行するよう所属長から所属職員に指導

#### 4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
指摘事項等となった不適正な事務処理が再発するリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指摘事項等となった不適正な事務処理が発生した原因の分析がなされているか。</li> <li>(2) 規則、要綱等に基づき事務処理の手順が適切に整備され運用されているか。</li> <li>(3) 決裁責任者の決裁や確認がなされているか。</li> <li>(4) 制度、法令、規則等への理解を深める取組がなされているか。</li> <li>(5) 人事異動や組織改正等に伴う引継ぎは適切に行われているか。</li> </ul>

#### 5 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

講じられた措置等が継続して取り組まれ、事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

ア 利用承認に関する事務

前回指摘事項等の改善状況、野外体験教室利用の申請、承認、取消し及び変更に関する書類 等

イ 社会教育費雑入の収入に関する事務

前回指摘事項等の改善状況、印刷機利用申請書、現金出納簿、納付書兼領収書 等

ウ 委託料の支出に関する事務

前回指摘事項等の改善状況、契約書、仕様書、業務従事者報告書、検査結果報告書、業務委託報告書 等

エ 使用料及び賃借料の支出に関する事務

前回指摘事項等の改善状況、契約書、仕様書、点検結果報告書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

## 6 監査の結果

監査基準及び令和2年度財務監査及び行政監査(第3期:教育局)実施計画に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

今回の行政監査において、教育局における平成29年度財務監査及び行政監査の結果に基づき措置等が講じられた事項について、是正又は改善のための取組等が継続して実施され、適正な事務の執行が確保されているかを主眼として書面調査及び聞き取り調査を実施した。

その結果、指摘事項等となった不適正な事務処理について、その発生原因の分析は適切に行われ、組織としての事務管理・執行体制の見直しが適切に実施されていたことを確認した。

引き続き、関係諸規程に準拠した適正な事務の執行に努めるとともに、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に向けた取組をより一層進められたい。

## 第4 工事監査

### 1 監査対象工事等及び監査実施課

工事請負費及び需用費の施設修繕料のうち、執行額、工事内容等を考慮して選定した。

監査対象工事等	監査実施課
( 1 ) 工事請負費に係る事務	
ア 市立上溝南中学校 B 棟校舎改造工事	教育局教育環境部 学校施設課
イ 市立上溝南中学校 B 棟校舎改造電気設備工事	
ウ 市立上溝南中学校 B 棟校舎改造機械設備工事	
エ 市立大野南中学校屋内運動場改修工事	財政局財政部 契約課
オ 市立大野南中学校屋内運動場改修電気設備工事	都市建設局 技術監理課
カ 市立串川中学校屋内運動場改修工事	
キ 市立串川中学校屋内運動場改修電気設備工事	
( 2 ) 需用費の施設修繕料に係る事務	
ア 市立旭小学校 A ・ B 棟普通教室外雨漏り修繕	教育局教育環境部 学校施設課
イ 大沼公民館他 2 館女子トイレ洋式化修繕	教育局生涯学習部 生涯学習課
ウ 相模原市立総合体育館体育室壁面修繕	教育局生涯学習部 スポーツ課
エ 相模原球場ダッグアウト内ベンチ修繕	

## 2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第 11 条第 6 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
( 1 ) 工事請負費に係る事務 ( 2 ) 需用費の施設修繕料に係る事務	不経済な支出が行われるリスク 工事監督業務が適切に行われないリスク 施設の品質低下のリスク	ア 契約の方法、手続及び時期は適切か。 イ 設計図書どおり施工されているか。変更指示は適切に行われているか。 ウ 法令等を遵守して施工されているか。施工体制台帳は整備されているか。 エ 検査調書等検査記録は整備されているか。

### 3 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

#### (1) 書面調査

監査対象工事等が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

工事設計書、契約関係図書、財務関係図書、各種届出書、工事関係図書、完成図書、検査関係図書 等

#### (2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

#### (3) ヒアリング

学校施設課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

### 4 監査対象工事等の概要

#### (1) 工事請負費

##### ア 市立上溝南中学校B棟校舎改造工事

契約金額 257,400,000円

契約方法 一般競争入札

契約期間 令和元年6月21日から同年11月27日まで

工事内容 屋上防水、外壁及び内装(床・壁・天井)改修等校舎改造に伴う建築工事一式

##### イ 市立上溝南中学校B棟校舎改造電気設備工事

契約金額 76,259,700円

契約方法 一般競争入札

契約期間 令和元年5月27日から同年11月19日まで

工事内容 受変電設備、構内配電線路及び電灯設備等校舎改造に伴う電気設備工事一式

##### ウ 市立上溝南中学校B棟校舎改造機械設備工事

契約金額 46,453,000円

契約方法 一般競争入札

契約期間 令和元年7月12日から同年11月27日まで

工事内容 給排水衛生設備及び空気調和設備等校舎改造に伴う機械設備  
工事一式

工 市立大野南中学校屋内運動場改修工事

契約金額 171,677,000円

契約方法 一般競争入札

契約期間 令和元年10月1日から令和2年3月30日まで

工事内容 屋根、外部及び内部改修等屋内運動場改修に伴う建築工事一  
式

オ 市立大野南中学校屋内運動場改修電気設備工事

契約金額 34,760,000円

契約方法 一般競争入札

契約期間 令和元年10月8日から令和2年2月27日まで

工事内容 構内配電線路、電灯設備及びコンセント設備等屋内運動場改  
修に伴う電気設備工事一式

カ 市立串川中学校屋内運動場改修工事

契約金額 162,712,000円

契約方法 一般競争入札

契約期間 令和元年10月8日から令和2年2月28日まで

工事内容 屋根、外部及び内部改修等屋内運動場改修に伴う建築工事一  
式

キ 市立串川中学校屋内運動場改修電気設備工事

契約金額 23,991,000円

契約方法 一般競争入札

契約期間 令和元年10月8日から令和2年2月28日まで

工事内容 構内配電線路、電灯設備及びコンセント設備等屋内運動場改  
修に伴う電気設備工事一式

(2) 需用費の施設修繕料

ア 市立旭小学校A・B棟普通教室外雨漏り修繕

契約金額 1,155,000円

契約方法 随意契約(見積合せ)

契約期間 令和2年5月13日から同月20日まで

工事内容 A棟3階身障者トイレ及び6-3組天井雨漏り並びにB棟廊下  
雨漏り修繕

イ 大沼公民館他2館女子トイレ洋式化修繕

契約金額 1,705,000円

契約方法 随意契約(見積合せ)

契約期間 令和2年2月10日から同年3月31日まで

工事内容 大沼公民館、大野台公民館及び上鶴間公民館の女子トイレ洋  
式化(和便器から洋便器)修繕

ウ 相模原市立総合体育館体育室壁面修繕

契約金額 2,024,968円

契約方法 随意契約(見積合せ)

契約期間 令和2年1月21日から同年3月31日まで

工事内容 小体育館、中体育館及び大体育館の壁面一部修繕

エ 相模原球場ダッグアウト内ベンチ修繕

契約金額 2,079,000円

契約方法 随意契約(見積合せ)

契約期間 令和2年2月25日から同年3月31日まで

工事内容 ダッグアウト内既存ベンチ撤去の上、新規ベンチ取付修繕

## 5 監査の結果

監査基準及び令和2年度工事監査(第2期:教育局)実施計画に基づき監査した  
限りにおいて、結果は次のとおりである。

### (1) 指摘事項

学校施設課が実施した市立上溝南中学校B棟校舎改造工事に係る工事打合  
せ書を調査したところ、材料加工室等の出入口引違い戸の形状変更が必要と  
なり工事費の増額が見込まれたことから、工事費の調整を図るため、自転車  
置場の建築を取りやめ、既存の工作物を利用し、再設置することとしていた。

これにより、自転車置場に係る直接工事費867,291円を減額し、直  
接工事費150,000円とこれに生じる諸経費と消費税相当額(地方消費税  
相当額を含む。)を執行していた。

しかしながら、当該工作物は、単管パイプ等の簡易な材料で設置されたも

ので、建築基準法(昭和25年法律第201号)に抵触する恐れがあることから、工事完了の約1年後に職員により撤去されており、結果として、当該工作物の設置は、不適切な支出となっていた。

今後は、工事内容の変更に当たっては、各種法令や学校施設における事故防止の観点から、安全性の確保を重視し、適正に工事を執行されたい。

## (2) 注意事項

ア 市立上溝南中学校B棟校舎改造工事における建具改修に伴う壁の撤去の変更について工事打合せ書を調査したところ、設計書においては、材料加工室、技術室、第1音楽室及び第2音楽室に係る計7箇所の出入口の開口寸法を広げるため、鉄筋コンクリート造の壁を一部撤去することとしていたが、当該壁は、工事中に耐震壁であることが判明したことから、耐震壁は撤去せずに建具の形状を変更することとし、建具の工事費の増額変更を行っていた。

本来は、この工事の設計段階において当該壁が耐震壁であることを確認し、設計を行うべきものである。

今後は、設計段階、施工段階において建物の構造等を十分に確認し、適切に監督業務を執行するよう注意する。

イ 市立上溝南中学校B棟校舎改造工事における工事監督記録簿について調査したところ、材料検査の記録及び工事完成に伴う履行確認の記録以外は記載されていない事例が見られた。

また、市立串川中学校屋内運動場改修工事においては、令和元年10月8日から同年12月18日までの約2か月間の工事監督記録簿への監督員の記録が確認できなかった。

相模原市請負工事監督規程(平成20年相模原市訓令第1号)第4条第2項において「担当監督員は、職務として行った措置、指示その他の事項を工事監督記録簿に記録しなければならない。」と記載されている。

また、学校施設課など本市の公共建築業務を所管する課で作成した公共建築事務マニュアルでは、「職務上で行った受注者への指示、承諾行為、打合せ決定事項などを工事監督記録簿に記録しなければなりません。」と示されている。

今後は、監督員の職務内容を再認識し、各施工段階の指示、承諾、打合

せ決定事項などを記録し、適切に工事監督業務を執行するよう注意する。  
( 3 ) 今回の工事監査におけるその他の工事等に関する事務の執行は、おおむね  
良好と認められた。